

ウエストワンズカンツリー倶楽部 カート利用約款

第1条(本約款の目的)

この約款は、本クラブ乗用カート(以下「カート」という)の利用に対する基準を定め、もって、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第2条(本基準の遵守)

カートの運転者(以下「運転者」という)及び当該カートの同乗者(以下「同乗者」といい、運転者及び同乗者を総称して「利用者」という)は、カート利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず全て利用者が遵守する義務を負います。

第3条(運転等の制限)

カートは、ゴルフ場施設外で、利用運行することができません。

第4条(運転者の資格)

- (1) 運転者は、運転免許を有する方に限ります。
- (2) 次の事由ある方は、運転者となることができません。
 - (イ) 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
 - (ロ) 酩酊、その他の事由により、正常な運転が困難な方。

第5条(運行責任者)

カートの移動又は停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に関する事項は、係員が特に指示した事項を除き、運転者(運転者が複数の場合は運転担当者・以下同様)の責任において、これを行ってください。

第6条(走行場所)

カートは、やむを得ない事情がある場合のほかは、所定のカート用通路以外の場所で走行させないで下さい。

第7条(運転中の注意)

運転者は、カートの運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。

- (1) 走行開始の際の注意事項
 - (イ) 運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認してください。
 - (ロ) 発進は、必ず他の利用者が着座したことを確認した上で、行ってください。
- (2) 走行の際の注意事項
 - (イ) カート用通路の走行に際し、走行法等、(走行方向・一旦停止等)の表示があるときは、これに従って運転してください。
 - (ロ) 起伏ある場所、上下勾配の場所、曲折した場所を通行する場合には、予め減速のうえ、低速で走行し、かつ必要に応じて、他の利用者に声をかけるなどして、注意を促してください。

(3) 停車等の際の注意事項

- (イ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
- (ロ) カートを離れるときは、必ず他の利用者の降車を確認のうえ、駐車装置(パーキングブレーキ・フットブレーキ)を確実に かけて下さい。

第 8 条(同乗者等の注意事項)

運転者以外の利用者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- (1) カートの走行装置(電源・駆動・ハンドル・停止、駐車装置等)には、手を触れないで下さい。
- (2) カートの走行中は、必ず把持部分(アームレスト・アシストグリップ等)に掴まって下さい。
- (3) カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう留意して下さい。
- (4) カートへの乗車は、カートの定員を守って下さい。

第 9 条(貴重品及び携帯品等の責任)

ゴルフ用品を含む貴重品及び携帯品の管理は自己責任となります。破損、盗難等が発生した場合、当倶楽部は責任を負いかねます。

第 10 条(事故の場合の責任等)

運転者は、カートの運行に関し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他の施設内の物品を含む)に損傷を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を生じた場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。

付 則

本約款は、平成 26 年 9 月 1 日より施行する。

以上